8．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

⑶　ヘッジ方針

将来の外貨建取引に対する為替相場の変動リスクを防ぐために、ヘッジ取引を実施しております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

①　無償貸付を受けている地方公共団体公有財産に対し、各地方公共団体における算定方式及びそれらに準じた算定方式により得た賃貸価額を計上しております。

②　国から無償貸与を受けている研究用機器等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

10．長期廃棄物処理処分負担金及びＢＡ分担金の会計処理

「長期廃棄物処理処分負担金」及び「ＢＡ分担金」（「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する政府間協定（以下「ＢＡ協定」という）」において日本の実施機関である機構が実施するものと定められた事項のうち、ＢＡ協定に定める財政上の貢献）は、独立行政法人会計基準第85第１項⑵の寄附金の会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

12．資産見返負債の会計処理

埋設処分業務勘定における資産見返負債の計上は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）第７条第２項の規定によっております。

（参考）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令（平成17年文部科学省令第44号）

（埋設処分業務等に関する会計処理）

第７条第２項

機構は、埋設処分業務等に係る償却資産を取得したときは、埋設処分業務等に係る勘定において、当該償却資産の価額に相当する金額を資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

13．会計方針の変更

⑴　補助金等を財源として取得したたな卸資産について

前事業年度まで取得に充てられた補助金等の金額を取得時に補助金等収益として計上しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、重要性が認められるたな卸資産について、取得に充てられた補助金等の金額を取得時に資産見返補助金等へ振り替え、費消時に資産見返補助金等戻入として収益計上する方法へ変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ621,457,418円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

⑵　行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定について

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたっての退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。なお、この変更の結果、当事業年度の行政サービス実施コストに与える影響はありません。

Ⅱ　重要な債務負担行為

次年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為の額は以下のとおりです。

核燃料物質の海外処理に係る費用	9,303,701,250円
固体廃棄物減容処理施設の整備	6,199,733,000円
核燃料物質輸送事業	1,553,899,079円

Ⅲ　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

（単位：円）

財　産　名	区　　分	申請の日における帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付等の方法	譲渡によって得られた収入の額	控除額	国庫納付額	国庫納付年月日	政府出資減資額	民間払戻額	民間払戻年月日	民間出資減資額
承継した固定資産の売却対価及び敷金・保証金の返戻等	現金預金	70,503,788		現物による国庫納付等	―	―	70,316,355	平成26年８月27日	71,334,442	157,974		554,084
旧権現山住宅用地	土地	18,462,906			8,740,000	79,799	8,645,738		33,392,820	10,041		38,782
旧神応寺住宅用地	土地	46,954,768			33,010,000	255,027	32,700,269		64,392,279	37,978		74,786
旧南中前厚生用地	土地	9,750,983			8,900,000	67,984	8,817,266		17,429,959	10,240		20,243
旧百樹園社宅用地	土地	89,693,719			111,111,111	847,882	108,125,259		211,811,828	2,025,547		3,967,942